

第12章 雑則

(番号案内)

第67条 当社は、別に定めるところにより、契約者識別番号を案内します。

ただし、契約者からあらかじめ契約者番号の案内を省略したい旨の請求があったものについては、この限りではありません。

2 当社は、電話番号案内事業者（ジェイエムエス・ユナイテッド株式会社とします。）が提供する電話番号案内への接続により電気通信番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

(相互接続番号案内料の支払い義務等)

第68条 協定事業者の電話番号案内（以下「相互接続番号案内」といいます。）の利用に係る料金は、当該協定事業者が提供する電話番号案内の料金と合わせて当社が定めるものとし、契約者は料金表第1表第4（相互接続番号案内料）に規定する番号案内料及び相互接続番号案内への接続に係る通信料（以下「電話番号案内接続通信料」といいます。）の支払いを要します。

2 当社は、前項の規定に基づいて算定した相互接続番号案内料（料金表第1表第4に規定する番号案内料及び電話番号案内接続通信料をいいます。以下同じとします。）を3G通信サービスの料金に合算して請求します。この場合において、相互接続番号案内料は、第56条（料金の計算等）、第58条（割増金）及び第59条（延滞利息）の規定に基づいて取り扱います。

3 前2項の規定によるほか、電話番号案内接続通信料に関するその他の提供条件については、通信料に準ずるものとし、

(発信者番号通知)

第69条 契約者回線からの通信（通話モード又はデジタル通信モードに限ります。以下この条において同じとします。）については、その契約者回線の契約者識別番号を着信先の契約者回線又は相互接続協定に基づく相互接続点へ通知します。

ただし、その通信について発信者がこの取扱いを拒むときは、この限りではありません。

(料金情報通知)

第70条 3Gサービスの契約者回線（当社が別に定めるものを除きます。）から行った通信については、別に定めるところにより、その発信に係る3Gサービスの契約者回線へ料金情報を通知します。

ただし、その契約者回線へ通知する料金情報については、消費税相当額を含みません。

2 前項に規定する料金情報は、次の通信を除いて通知します。

- (1) 国際通信
- (2) 相互接続番号案内の利用による通信
- (3) 留守番通信機能の利用による通信
- (4) その他協定事業者が料金設定を行う通信

(発着信規制)

第71条 当社は、契約者回線から行う通信又は契約者回線へ行われる通信について、契約者があらかじめ端末設備のボタン操作等により行った指定に基づき規制（以下「発着信規制」といいます。）を行います。

2 発着信規制には、次の種類があります。

種類	内容
発信規制	契約者回線から行う通信を規制するもの
着信規制	契約者回線へ行われる通信を規制するもの

3 発信規制には、次の区分があります。

区分	内容
発信規制Ⅰ	契約者回線から行う通信（番号規則に規定する緊急通報番号を用いて行う緊急機関への通信を除きます。）を規制するもの
発信規制Ⅱ	契約者回線から本邦外へ行う通信を規制するもの

4 着信規制には、次の区分があります。

区分	内容
着信規制Ⅰ	契約者回線へ行われる通信を規制するもの
着信規制Ⅱ	契約者回線へ行われる通信（その契約者回線の契約者が国際アウトローミング機能を利用しているときに行われる通信に限ります。）を規制するもの

5 発着信規制は、次のいずれかに該当する場合には、利用することができないことがあります。

- (1) 契約者回線に発着信規制の指定ができない種類の端末設備を接続しているとき。
- (2) 自動着信転送機能又は留守番通信機能を利用しているとき。
- (3) その他技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき。

6 当社は、特定契約サービス(4G)契約者から第1項の請求があったときは、同時に4G通信サービス契約約款に規定する4G通信サービスに係る発着信規制の請求があったものとみなして取り扱います。

7 当社は、第1項の請求があったときは、同時に同時申込契約に係る発着信規制の請求があったものとみなして取り扱います。

(承諾の限界)

第72条 当社は、契約者から手続きその他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、保守することが著しく困難であるとき、又は3G通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(書面等の提出等)

第72条の2 契約者又は3G通信サービスに係る契約の申込みをする者（承継等の手続きをする者を含みます。）は、当社が承認した場合、当社所定の書面等の提出等に代えて、当社指定の方法（電磁的方法やインターネットを經由して当社所定の書式をサービス取扱所等へ送信する方法を含みます。）により提出等を行うことができます。

(利用に係る契約者の義務)

第73条 契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 自営端末設備（移動無線装置に限ります。）を取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災又は事変その他の事態に際して保護する必要があるときは、この限りではありません。

- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し又は当社が提供する付加機能を利用して多数の通信を行う等通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 3G チップ等に登録されている契約者識別番号その他の情報を読み出し、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 3G チップ等を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する付加機能 (メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)とします。以下この条において同じとします。) の利用において、法令若しくは公序良俗に反する、又は他者に不利益を与える等の不適切な行為を行わないこと。

また、同一の契約者回線において繰り返し第 46 条 (通信利用の制限) 第 2 項第 3 号の規定による制限を受けた場合は、当社は、当該契約者回線を使用している契約者により本項の義務違反があったものとみなして取扱うことがあります。

なお、別記 10 に定める不適切な行為に該当すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

- (7) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2 (付加機能使用料) に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メール法に定める表示を行うこと。
 - (8) メッセージ通信モード又は料金表第 1 表第 2 に規定する付加機能の利用において、特定電子メールの送信を行う場合は、特定電子メールを送信しないように求める旨を当該送信者に通知した者に対して、特定電子メールの送信を行わないこと。
 - (9) 前各号によるほか、特定電子メール法の規定に違反してメッセージデータ、電子メール又は文字メッセージを送信する行為を行わないこと。
 - (10) 3G 通信サービスに係る利用権の譲渡を行うときは、第 13 条 (3G サービス利用権の譲渡)、第 26 条、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 又は第 26 条の 11 (その他の提供条件)において準用するところにより、当社の承認を受けること。
 - (11) 契約者回線について、3G 通信サービス(特定事業通信サービスを除きます。)の提供に係る端末設備又は当社が貸与している 3G チップを業として貸与するときは、あらかじめその旨を当社が指定する方法により、当社へ申告し、当社の承認を受けること。
 - (12) 携帯電話不正利用防止法第 10 条第 1 項又は同条第 2 項において準用する第 3 条第 2 項の規定に違反して、3G 通信サービス(特定事業通信サービスを除きます。)の提供に係る端末設備又は当社が貸与している 3G チップを業として貸与しないこと。
 - (13) 契約者回線について、3G 通信サービス(特定事業通信サービスを除きます。)の提供に係る端末設備又は当社が貸与している 3G チップを業として貸与するときは、貸与を受ける者 (契約者から貸与を受ける者に限りません。) に対して、本項第 11 号と同様の当社の承認に関する義務を負わせること。
- 2 契約者は、前項の規定に違反して 3G チップ等を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充又は修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。
- 3 契約者回線について、3G 通信サービス(特定事業通信サービスを除きます。)の提供に係る端末設備又は当社が貸与している 3G チップを業として貸与する場合において、貸与を受ける者 (契約者から貸与を受ける者に限りません。) が、下表の左欄に該当するときは、右欄の事由があるものとみなして取り扱います。

第 1 項第 13 号に規定する第 1 項第 11 号と同様の当社の承認を受けないとき	契約者による第 73 条第 1 項第 11 号の違反
携帯電話不正利用防止法に違反したとき	契約者による携帯電話不正利用防止法の違反

(工事等の端末設備の持込み)

第 74 条 契約者 (特定事業通信サービス契約者を除きます。) は、次のいずれかに該当する場合には、その自営

端末設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）、自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。以下この条において同じとします。）又は3Gチップを当社が指定した期日までに当社が指定するサービス取扱所へ持ち込んでいただきます。

(1) 契約者識別番号の登録等を行うとき。

(2) 第33条（自営端末設備の接続）第3項若しくは第34条（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営端末設備の検査又は第37条（自営電気通信設備の接続）第3項若しくは第38条（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）の規定に基づく自営電気通信設備の検査を受けるとき。

(3) 電波法に基づく自営端末設備の検査を受けるとき。

（技術的事項及び技術資料の閲覧等）

第75条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、3G通信サービスを利用するうえで参考となる別記11に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（インターネット接続サービスの利用等）

第76条 契約者は、インターネット接続サービス(3G通信サービスに係る無線基地局設備を経由してインターネットへの接続を可能とする電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

2 当社は、インターネット接続サービスを利用した場合に生じた、情報等の破損若しくは滅失による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、責任を負わないものとします。

3 前2項の規定によるほか、インターネット接続サービスの利用に関するその他の提供条件については、この約款に規定するところによります。

（国際アウトローミング機能の利用等）

第77条 当社は、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた、当社の責めによらない理由により生じた損害については、その原因の如何によらず一切の責任を負わないものとします。

2 前項の規定によるほか、国際アウトローミング機能を利用した場合に生じた損害について、当社が責任を負うときは、第65条（責任の制限）の規定に準じて取り扱います。

3 国際アウトローミング機能に係る料金は、当社が定めるものとし、契約者は料金表第1表第5（国際アウトローミング通信料）に規定する国際アウトローミング機能の利用に係る通信料（以下「国際アウトローミング通信料」といいます。）の支払いを要します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

4 当社は、前項の規定に基づいて算定した国際アウトローミング通信料を3G通信サービスの料金に合算して請求します。この場合において、国際アウトローミング通信料は、第56条（料金の計算等）、第58条（割増金）及び第59条（延滞利息）の規定に基づいて取り扱います。

第78条（削除）

（有料情報サービスに係る債権の譲受け等）

第79条 契約者は、有料情報サービス（3G通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、有料で情報の提供を受けることができるサービスであって、その有料情報等を提供する者（以下「情報提供者」といいます。）が、当社が別に定めるところにより当社と合意したうえで提供するものをいいます。以下同じとします。）の利用により生じた情報提供者の債権を、当社がその情報提供者から譲り受け、3G通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスを利用することができます。

この場合において、契約者は、有料情報サービスの利用により生じた情報提供者の債権(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその情報提供者から譲り受け、その債権額を3G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社及び情報提供者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、有料情報サービスの利用規制をすることができます。
- 4 当社は、有料情報サービスで提供される情報の内容等に関して、当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 5 当社は、第1項の規定により譲り受ける情報提供者の債権等(当社が別に定めるところにより提供した有料情報サービスの料金を含みます。以下同じとします。)は、3G 通信サービスの料金とみなして取り扱います。この場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、料金月ごとに集計し、請求します。
- 6 前項の場合において、譲り受ける情報提供者の債権等は、当社機器により計算します。
- 7 第1項の規定により譲り受ける情報提供者の債権については、第58条(割増金)及び第59条(延滞利息)並びに料金表通則の規定に準じて取り扱います。
- 8 有料情報サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。

(回収代行サービスに係る取扱い)

第79条の2 契約者は、回収代行サービス(3G 通信サービスを利用し、かつ認証を受けることにより、料金の回収代行について当社の承諾を得た者(以下「商品等提供者」といいます。)が提供する商品若しくは権利の購入をする場合又は役務提供を受ける場合において、その商品等に係る料金を3G 通信サービスの料金と合わせて支払うことができるサービスをいいます。以下同じとします。)を利用することができます。

この場合において、契約者は、回収代行サービスの料金(契約者以外の者が利用したものを含みます。以下同じとします。)を当社がその商品等提供者の代理人として3G 通信サービスの料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 契約者は次のいずれかに該当する場合は、回収代行サービスを利用することができないことがあります。
 - (1) 回収代行サービスの料金の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (2) 3G 通信サービス等の料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) 回収代行サービスの料金の合計額が、当社が別に定める限度額を超えたとき。
 - (4) その他当社が別に定める基準に適合しないとき又は当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 3 契約者は、当社が指定するサービス取扱所に届け出ていただいた上で、回収代行サービスの利用規制をすることができます。
- 4 当社は、第1項の規定により回収する回収代行サービスの料金について、料金月ごとに集計し、請求します。
- 5 契約者は、回収代行サービスの料金について支払期日を経過してもなお支払わないときは、その回収代行サービスに係る商品等提供者からの請求に基づき、契約者の氏名、住所及び連絡先電話番号等を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。
- 6 第1項の場合において、回収する回収代行サービスの料金は、当社機器により計算します。
- 7 当社は、回収代行サービスで提供される商品等の瑕疵、その他当社の責めによらない理由による損害については、責任を負いません。
- 8 契約者は、回収代行サービスを利用して購入した商品若しくは権利又は提供を受けた役務について、その購入に係る申込みの撤回又は商品の返品若しくは変更等が行われたときであっても、回収代行サービスの料金を、当社が指定する期日までに支払っていただきます。この場合において、契約者は、その料金の返還その他の取

扱いについて、商品等提供者と協議していただきます。

- 9 契約者は、回収代行サービスを利用して商品若しくは権利等の購入又は役務の提供に係る申込みが行われた後に、3G 通信サービス契約の解除又は 3G 通信サービス利用権の譲渡があった場合、その申込みが撤回されたものとして取り扱われる場合があることを承諾していただきます。
- 10 回収代行サービスに関するその他の条件については、当社が別に定めるところによります。
- 11 前 10 項の規定によるほか、当社は、回収代行サービスの料金を、商品等提供者からその債権を譲り受けた者（当社が別に定める者に限ります。）の代理人として、3G 通信サービスの料金に合算して請求することがあります。この場合におけるその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

（契約者に係る個人情報の利用）

- 第 80 条** 当社は、契約者の氏名、名称、電話番号、住所、請求書の送付先、年齢、性別、選択する料金種別若しくは割引等、設置する端末設備の種類又は支払状況等の情報（契約者を識別できる情報をいいます。以下「契約者に係る個人情報」といいます。）の取扱いに関する指針（以下「プライバシーポリシー」といいます。）を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。
- 2 当社は、契約者に係る個人情報について、今後の電気通信業務その他関連する業務の健全な運営又は契約者の利便性向上等を目的として、プライバシーポリシーに定めるところにより、その目的の遂行に必要な範囲で利用します。
ただし、当社がこの利用に関連して契約者へ各種通知を行う場合に、あらかじめ契約者から通知を拒む旨の意思表示があったときは、当社はその契約者に対して当該通知を行わないものとします。
 - 3 前項の規定によるほか、当社は、契約者に係る個人情報について、プライバシーポリシーに定めるところにより、当社が別に定める共同利用者と共同で利用する場合があります。

（契約者に係る個人情報の第三者提供）

- 第 81 条** 当社は、国際電気通信事業者（別記 7 に定める事業者に限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、契約者（その国際電気通信事業者の契約約款の規定に基づき電話利用契約（別記 7 に定めるもの）に限ります。以下この条において同じとします。）を締結している者若しくは電話利用契約の申込みをした者）に係る個人情報を提供する場合があります。
- 2 契約者は、第 17 条（3G サービス契約者が行う 3G サービス契約の解除）、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 又は第 26 条の 11（その他の提供条件）において準用する契約者が行う契約の解除、第 18 条（当社が行う 3G サービス契約の解除）、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 又は第 26 条の 11 にいて準用する当社が行う契約の解除の規定に基づき契約を解除した後、現に 3G 通信サービスの料金その他の支払いがないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者、PHS 事業者及び BWA アクセスサービス事業者に限ります。）からの請求に基づき、契約者に係る個人情報を当社が通知することに予め同意するものとします。
 - 3 前項の規定によるほか、契約者は、次のいずれかに該当するときは、携帯電話事業者及び PHS 事業者からの請求に基づき、契約者に係る個人情報を当社が通知することに予め同意するものとします。
 - (1) 第 73 条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 6 号から第 9 号の違反により、第 42 条（3G 通信サービスの利用停止）又は第 42 条の 2（3G プリペイドサービス(s)の利用停止）に基づき、3G 通信サービスの利用停止があったとき。
 - (2) 第 73 条第 1 項第 6 号から第 9 号の違反により、第 18 条、第 25 条（当社が行う 3G プリペイドサービス(s)契約の解除）、第 26 条の 3、第 26 条の 5、第 26 条の 7 又は第 26 条の 11 にいて準用する当社が行う契約の解除の規定に基づき、3G 通信サービスに係る契約の解除があったとき。
 - (3) 第 42 条第 1 項第 11 号又は第 42 条の 2 第 3 項第 3 号の規定に基づき、3G 通信サービスの利用停止があっ

たとき。

- 4 契約者は、その契約者回線からのメッセージ通信モードによる通信又はパケット通信モードによる通信(メッセージデータ機能、メッセージデータ変換機能、プラスメッセージデータ変換機能又は電子メール機能(i)の利用による通信に限ります。)について、その通信を受信した携帯電話事業者及び PHS 事業者の契約者からの申告に基づき、当該携帯電話事業者及び PHS 事業者がその契約約款に定める禁止行為に抵触するおそれがあるものと認めたときは、その申告を受けた携帯電話事業者及び PHS 事業者が、他の携帯電話事業者及び PHS 事業者(当社を含みます。)に当該通信を行った契約者に係る個人情報及び当該通信の内容を通知することに予め同意するものとします。
- 5 前4項によるほか、当社は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合があります。

(法令に関する事項等)

- 第 82 条** 3G 通信サービス等の提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。
- 2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、第 14 条 (3G サービス利用権の譲渡承認請求と差押等との関係)、第 33 条 (自営端末設備の接続) から第 40 条 (自営電気通信設備の電波法に基づく検査) 及び第 61 条 (当社の維持責任) に定めるところによります。

(電気通信サービスの休止及び廃止)

- 第 83 条** 当社は、電気通信サービスの全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、休止又は廃止しようとする電気通信サービスを利用している契約者にそのことを通知します。ただし、事業法施行規則第 22 条の 2 の 10 第 4 項第 1 号から第 3 号に規定する電気通信サービスを休止又は廃止するときは、この限りではありません。

(合意管轄)

- 第 84 条** 契約者と当社との間でこの約款に関連して訴訟の必要が生じた場合、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

- 第 85 条** この約款の準拠法は、日本法とします。